

岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月11日

岬町長 田代 亮

岬町条例第13号

岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年岬町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第8条及び第11条の規定は、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。